

## 日米新租税条約の適用開始日について

「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」(本年 3 月 30 日発効)(日米新租税条約)の第 30 条第 2 項における源泉徴収についての規定に関し、日本における 2004 年 7 月 1 日及びその前後に支払われた額(配当、利子及び使用料)に係る適用開始日については、別紙 1 のとおりとなります。

また、米国における取扱いについては、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service) が作成した別紙 2 のとおりとなります。

### (参考)

日米新租税条約第 30 条第 2 項

この条約は次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、

(aa) この条約がある年の三月三十一日以前に効力を生ずる場合には、その年の七月一日以後に租税を課される額

(bb) [略]

(ii) [略]

(b) 合衆国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、

(aa) この条約がある年の三月三十一日以前に効力を生ずる場合には、その年の七月一日以後に支払われ又は貸記される額

(bb) [略]

(ii) [略]

日本における日米新租税条約の適用開始日について  
(投資所得に対する源泉所得税関係)

日米新租税条約は、平成16年7月1日以後に租税を課される額に適用されることから、同日以後に「支払を受けるべき」投資所得(配当、利子及び使用料)から適用される。

日米新租税条約の適用において、支払を受けるべき日は具体的には以下のとおりとなる。

○配当

株主総会において配当の決議があった日(日本においては、商法により各事業年度終了の日の翌日から3か月以内に定時総会が招集される。)

なお、中間配当については、取締役会の決議のあった日。ただし、当該決議の効力発生日が定められている場合は、当該効力発生日(定款に定めた一定の日から3か月以内に到来する日に限る)。

○利子・使用料

契約においてその支払日が定められているときはその支払日、支払日が定められていないときは実際に支払が行われた日

(例)

[配当]

1 日本法人A社の事業年度は2004年3月31日に終了する。2004年6月25日にA社は株主総会において配当の決議を行い、当該配当は2004年7月5日に支払われた。

当該配当は2004年6月25日に租税を課されるものとされる。

[利子]

2 日本法人B社は金融機関に対し、債務に係る利子の支払義務がある。当該利子は四半期ごとに当該四半期の末日までに支払われる。当該契約条件に従って、利子が2004年6月30日に支払われた。

当該利子は2004年6月30日に租税が課されるものとされる。

3 日本法人C社は金融機関に対し、債務に係る利子の支払義務がある。当該利子の支払は年3回、4月、8月、12月末に行われる。当該債務の契約条件に従って、利子が2004年8月31日に支払われた。

当該利子は2004年8月31日に租税が課されるものとされる。

[使用料]

4 日本法人D社は米国法人E社に対し使用料の支払義務がある。使用料許諾契約に従い、使用料額は6月30日又は12月31日に終了する6か月間の売上を基礎にして計算され、当該6か月の期間の終了日から15日以内に支払われる。使用許諾契約の条件に従って、使用料が2004年7月5日に支払われた。

当該使用料は7月5日に租税が課されるものとされる。

5 日本法人F社は米国法人G社に対し使用料の支払義務がある。使用料許諾契約に従い、使用料額は3月31日又は9月30日に終了する6か月間の売上を基礎にして計算され、当該6か月の期間の終了日から15日以内に支払われる。使用許諾契約の条件に従って、使用料が2004年10月5日に支払われた。

当該使用料は10月5日に租税が課されるものとされる。

## Attachment 2

### Commencement of Application of the New U.S.-Japan Income Tax Convention in the United States (With respect to Taxes Withheld at Source regarding Investment Income )

#### Internal Revenue Service

The Convention shall be applicable with respect to taxes withheld at source for amounts paid or credited on or after July 1, 2004. Therefore, the Convention is applicable to the amount of investment income (dividends, interest, and royalties) paid or, where amounts are credited, credited on or after that date.

Specifically, the date on which an amount is paid or credited for the purposes of the Convention is as follows:

#### Dividends

In the case of all dividends (including interim dividends), amounts are paid or credited on the date on which they are paid or, where amounts are credited, on the date on which they are credited.

#### Interest and Royalties

In the case of interest or royalties, amounts are paid or credited on the date on which they are paid or, where amounts are credited, on the date on which they are credited. When an amount is paid (for example in the case where an amount required to be paid by contract on a specified date actually is paid on a later date) shall be determined on the basis of United States tax law.

#### *Examples:*

#### Dividends

1. U.S. Company A has a fiscal year that ends on March 31, 2004. At a shareholders' meeting on June 25, 2004, Company A declares dividends. Company A pays the dividends on July 5, 2004.

These dividends are paid or credited on July 5, 2004.

#### Interest

2. U.S. Company B has an obligation to pay to a financial institution interest on a debt-claim. The interest is payable in quarterly installments due at the end of each quarter. In accordance with the terms of the debt-claim, the interest is paid on June 30, 2004.

This interest is paid or credited on June 30, 2004.

3. U.S. Company C has an obligation to pay to a financial institution interest on a debt-claim. The interest is payable in installments three times a year, due at the end of April, August, and December. In accordance with the terms of the debt-claim, the interest is paid on August 31, 2004.

This interest is paid or credited on August 31, 2004.

#### Royalties

4. U.S. Company D has an obligation to pay royalties to Japanese Company E. Pursuant to a license agreement, the royalties are determined based on sales over six-month periods ending June 30 and December 31, and are payable within 15 days of the end of each six-month period. In accordance with the terms of the license, royalties are paid on July 5, 2004.

These royalties are paid or credited on July 5, 2004.

5. U.S. Company F has an obligation to pay royalties to Japanese Company G. Pursuant to a license agreement, the royalties are determined based on sales over six-month periods ending March 31 and September 30 and are payable within 15 days of the end of each six-month period. In accordance with the terms of the license, royalties are paid on October 5, 2004.

These royalties are paid or credited on October 5, 2004.

米国における日米新租税条約の適用開始日について  
(投資所得に対する源泉徴収税関係)

米国内国歳入庁

日米新租税条約は、平成16年7月1日以後に支払われ又は貸記される額に適用されることから、同日以後に支払われた、又は、貸記された場合には貸記された投資所得(配当、利子及び使用料)から適用される。

日米新租税条約の適用において、支払われ又は貸記される日は具体的には以下のとおりとなる。

配当

すべての配当(中間配当を含む)について、支払われた日、又は貸記された場合には貸記された日が支払われ又は貸記される日となる。

利子・使用料

利子・使用料について、支払われた日、又は貸記された場合には貸記された日が支払われ又は貸記される日となる。ある金額がいつ支払われたか(例えば、契約により特定の日に支払うとされている額が実際には遅れて支払われた場合)は、米国の租税法に基づき決定される。

(例)

配当

- 1 米国法人A社の事業年度は2004年3月31日に終了する。2004年6月25日にA社は株主総会において配当の決議を行い、当該配当は2004年7月5日に支払われた。  
当該配当は7月5日に支払われ又は貸記されるものとされる。

利子

- 2 米国法人B社は金融機関に対し、債務に係る利子の支払義務がある。当該利子は四半期ごとに当該四半期の末日までに支払われる。当該契約条件に従って、利子が2004年6月30日に支払われた。  
当該利子は2004年6月30日に支払われ又は貸記されるものとされる。
- 3 米国法人C社は金融機関に対し、債務に係る利子の支払義務がある。当該利子の支払は年3回、4月、8月、12月末に行われる。当該債務の契約条件に従って、利子が2004年8月31日に支払われた。  
当該利子は2004年8月31日に支払われ又は貸記されるものとされる。

使用料

- 4 米国法人D社は日本法人E社に対し使用料の支払義務がある。使用許諾契約に従い、使用料額は6月30日又は12月31日に終了する6か月間の売上を基礎にして計算され、当該6か月の期間の終了日から15日以内に支払われる。使用許諾契約の条件に従って、使用料が2004年7月5日に支払われた。  
当該使用料は7月5日に支払われ又は貸記されるものとされる。
- 5 米国法人F社は日本法人G社に対し使用料の支払義務がある。使用料額は3月31日又は9月30日に終了する6か月間の売上を基礎にして計算され、当該6か月間の終了日から15日以内に支払われる。使用許諾契約の条件に従って、使用料が2004年10月5日に支払われた。  
当該使用料は2004年10月5日に支払われ又は貸記されるものとされる。